

三田市高平ふるさと交流センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条の3 省略 (使用の許可)</p> <p>第5条 <u>センター又はその附属設備</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 省略 (許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>施設その他附属設備等</u>を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>第7条～第14条 省略 (損害賠償の義務)</p> <p>第15条 使用者は、その責めに帰すべき理由により<u>施設又は附属設備</u>を汚損し、破損し、又は滅失したときは直ちに届け出て、速やかにこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>第16条 省略</p>	<p>第1条～第4条の3 省略 (使用の許可)</p> <p>第5条 <u>センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 省略 (許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>施設等</u>を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>第7条～第14条 省略 (損害賠償の義務)</p> <p>第15条 使用者は、その責めに帰すべき理由により<u>施設等</u>を汚損し、破損し、又は滅失したときは直ちに届け出て、速やかにこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>第16条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p><u>第16条の2 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合</u>にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>センターの利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) <u>センターの施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第15条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料</u></p>

以下省略	<p>金」と、第4条の2中「市長が」とあるのは「指定管理者は」と、「この限りでない」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更することができる」と、第4条の3各号列記以外の部分中「認めるときは、休所日」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て、休所日」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条中「規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条の3 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
------	--

三田市青野ダム記念館条例新旧対照表(付則第2項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 記念館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 記念館の入館の許可に関する業務</p> <p>(2) 記念館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条の4 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条の5 記念館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条の2 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条の3 記念館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>

(入館の許可)

第4条 記念館に入館しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 省略

(2) 施設等又は資料を学術研究、刊行物への掲載及び映像記録の撮影その他これに類する行為のため、入館しようとする者

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、記念館の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可について条件を付することができる。

(入館の制限等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の入館を禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(5) 省略

第6条 省略

(入館者の義務)

第7条 記念館に入館した者(以下「入館者」という。)は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な入館者としての注意を怠つてはならない。

第8条 省略

(物品販売等の禁止)

第9条 指定管理者の許可なくして、記念館内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

以下省略

(入館の許可)

第4条 記念館に入館しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 省略

(2) 記念館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)又は資料を学術研究、刊行物への掲載及び映像記録の撮影その他これに類する行為のため、入館しようとする者

2 市長は、前項の許可をする場合において、記念館の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可について条件を付することができる。

(入館の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の入館を禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(5) 省略

第6条 省略

(入館者の義務)

第7条 記念館に入館した者(以下「入館者」という。)は、市長が指示した事項を守り、常に善良な入館者としての注意を怠つてはならない。

第8条 省略

(物品販売等の禁止)

第9条 市長の許可なくして、記念館内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

(指定管理者による管理)

第9条の2 記念館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 記念館の入館の許可に関する業務

(2) 記念館の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第5条まで、第7条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」とする。

以下省略

三田市聖苑条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定により聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略 (利用料金)</p> <p>第11条 第4条の規定にかかわらず、市長は、聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、前条第2項各号に掲げる業務のほか、汚物等又は動物の死体の焼却のための利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定により聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略 (利用料金)</p> <p>第11条 前条第1項の規定により聖苑の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、前条第2項各号に掲げる業務のほか、汚物等又は動物の死体の焼却のための利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第4項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (駐車自転車等の種類)</p> <p>第3条 駐車場に駐車できる自転車等(以下「自転車等」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>その他法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が市長の承認を得て認めるもの</u> (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 <u>駐車場の管理は、指定管理者にこれを行わせることができる。</u> (指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 <u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の使用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p>	<p>第1条～第2条 省略 (駐車自転車等の種類)</p> <p>第3条 駐車場に駐車できる自転車等(以下「自転車等」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>その他市長が認めるもの</u></p>

(使用時間及び休業日)

第3条の4 駐車場の使用時間及び休業日は、次表に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て使用時間及び休業日を変更し、又は臨時に使用を休止することができる。

使用時間	午前6時から午後10時まで
休業日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(使用の許可)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1)～(3) 省略

第4条の2～第8条 省略

(使用許可の取消し等)

第9条 市長及び指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第4条の2の規定に基づく使用許可を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、これに対して補償の責めを負わない。

(使用の休止)

第10条 指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(禁止行為)

第11条 駐車場を使用する者は、駐車場内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 省略

(2) 施設等又は他の自転車等を損傷し、又は汚損すること。

(3)～(5) 省略

(6) その他指定管理者が駐車場の管理上支障があると認める行為

(賠償責任等)

第12条 駐車場の施設又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(使用時間及び休業日)

第3条の2 駐車場の使用時間及び休業日は、次表に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、使用時間及び休業日を変更し、又は臨時に使用を休止することができる。

使用時間	午前6時から午後10時まで
休業日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(使用の許可)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1)～(3) 省略

第4条の2～第8条 省略

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第4条の2の規定に基づく使用許可を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者に損害が生じることがあつても、市は、これに対して補償の責めを負わない。

(使用の休止)

第10条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(禁止行為)

第11条 駐車場を使用する者は、駐車場内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 省略

(2) 駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)又は他の自転車等を損傷し、又は汚損すること。

(3)～(5) 省略

(6) その他市長が駐車場の管理上支障があると認める行為

(賠償責任等)

第12条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

2 省略

(市及び指定管理者の免責)

第 13 条 市及び指定管理者は、駐車場内において生じた次の損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(1)～(2) 省略

(駐車場内の放置自転車等に対する措置)

第 14 条 指定管理者は、駐車場内に長期間放置された自転車等については、三田市自転車等の駐車秩序に関する条例(平成元年三田市条例第 19 号)第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定を準用して、必要な措置を講じることができる。

第 15 条 省略

別表第 1(第 2 条関係) 省略

別表第 2(第 5 条関係)

使用料

自転車等の種類	自転車等の駐車場所	定期使用の使用料		一時使用の使用料
		1 月	3 月	
省略				

備考

2 省略

(市の免責)

第 13 条 市は、駐車場内において生じた次の損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(1)～(2) 省略

(駐車場内の放置自転車等に対する措置)

第 14 条 市長は、駐車場内に長期間放置された自転車等については、三田市自転車等の駐車秩序に関する条例(平成元年三田市条例第 19 号)第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定を準用して、必要な措置を講じることができる。

(指定管理者による管理)

第 14 条の 2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の使用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第 1 項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第 3 条から第 4 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 13 条、前条及び別表第 2 の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条第 4 号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第 3 条の 2 中「使用時間及び休業日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て使用時間及び休業日を変更し」と、第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第 2 項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第 10 条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、第 13 条の見出し中「市の」とあるのは「市及び指定管理者の」と、同条各号列記以外の部分中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第 2 備考第 4 項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

第 15 条 省略

別表第 1(第 2 条関係) 省略

別表第 2(第 5 条関係)

使用料

自転車等の種類	自転車等の駐車場所	定期使用の使用料		一時使用の使用料
		1 月	3 月	
省略				

備考

<p>1～3 省略</p> <p>4 第3条第4号に規定する<u>指定管理者が市長の承認を得て認めるもの</u>の駐車に係る使用料については、市長が別に定める。</p>	<p>1～3 省略</p> <p>4 第3条第4号に規定する<u>市長が認めるもの</u>の駐車に係る使用料については、市長が別に定める。</p>
--	---

三田市都市公園条例新旧対照表(付則第5項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第30条 省略 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第30条の2 <u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 省略 (利用料金等)</p> <p>第30条の3 <u>有料施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第30条 省略 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第30条の2 <u>前条の規定により有料公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 省略 (利用料金等)</p> <p>第30条の3 <u>第30条の規定により有料公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>有料施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>以下省略</p>

三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第6項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>野外活動センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</u> (指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条の2 <u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>野外活動センターの利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>野外活動センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) <u>野外活動センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>第3条に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p>	<p>第1条～第3条 省略</p>

(休業日及び利用時間)

第4条の3 野外活動センターの休業日及び利用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休業し、又は休業日若しくは利用時間を変更することができる。

施設名	休業日	利用時間
メインホール	省略	
キャビン、バンガロー、テントサイト等 野外施設	1 12月1日から翌年の3月31日まで 2 4月1日から同月30日まで及び11月1日から同月30日までの毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。	宿泊を要しない者 午前9時から午後5時まで。ただし、 <u>指定管理者</u> が必要があると認めるときは、 <u>市長の承認を得て午後9時まで延長することができる。</u> 宿泊を要する者 午後1時から翌日の午前10時まで。ただし、 <u>指定管理者</u> が必要があると認めるときは、 <u>市長の承認を得て翌日の午後5時まで延長することができる。</u>
天体観測所	省略	

(利用することができる者の資格)

第4条の4 野外活動センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1)～(2) 省略
- (3) その他指定管理者が市長の承認を得て適当と認めた者

(利用の許可)

第5条 野外活動センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に野外活動センターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

- (1) 省略
- (2) 野外活動センターの施設等を汚損し、損傷し又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 省略
- (4) 営利を目的として利用するものと認められるとき。
- (5) 省略

2 野外活動センターの利用は、自然学校を除いて引き続き4日を超えることは

(休業日及び使用時間)

第4条 野外活動センターの休業日及び使用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日若しくは使用時間を変更することができる。

施設名	休業日	使用時間
メインホール	省略	
キャビン、バンガロー、テントサイト等 野外施設	1 12月1日から翌年の3月31日まで 2 4月1日から同月30日まで及び11月1日から同月30日までの毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。	宿泊を要しない者 午前9時から午後5時まで。ただし、 <u>市長</u> が必要があると認めるときは、午後9時まで延長することができる。 宿泊を要する者 午後1時から翌日の午前10時まで。ただし、 <u>市長</u> が必要があると認めるときは、 <u>翌日の午後5時まで延長することができる。</u>
天体観測所	省略	

(使用することができる者の資格)

第4条の2 野外活動センターを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1)～(2) 省略
- (3) その他市長が適当と認めた者

(使用の許可)

第5条 野外活動センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可に野外活動センターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

- (1) 省略
- (2) 野外活動センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 省略
- (4) 営利を目的として使用するものと認められるとき。
- (5) 省略

2 野外活動センターの使用は、自然学校を除いて引き続き4日を超えることは

できない。

(利用料金)

第7条 第5条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第7条の2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 省略

(2) 利用許可条件及び利用目的に違反したとき。

(3) 省略

2 前項の場合において、利用者に生じた損害については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(立入り等)

第11条の2 指定管理者は、野外活動センターの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設等に立ち入り、利用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(特別の設備の設置等)

第11条の3 利用者が、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

できない。

(使用料)

第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 省略

(2) 使用許可条件及び使用目的に違反したとき。

(3) 省略

2 前項の場合において、使用者に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

(立入り等)

第11条の2 市長は、野外活動センターの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設等に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(特別の設備の設置等)

第11条の3 使用者が、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 12 条 利用者が野外活動センターの利用が終わったとき又は第 10 条第 1 項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 13 条 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 14 条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者が野外活動センターの使用が終わったとき又は第 10 条第 1 項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 13 条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 14 条 使用者は、施設等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第 14 条の 2 野外活動センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により野外活動センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 野外活動センターの利用の許可に関する業務

(2) 野外活動センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 野外活動センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第 1 項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第 4 条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第 13 条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 4 条中「臨時に」とあるのは「市長の承認を得て臨時に」と、「午後 9 時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て午後 9 時まで延長」と、「翌日の午後 5 時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て翌日の午後 5 時まで延長」と、第 4 条の 2 第 3 号中「適当と」とあるのは「市長の承認を得て適当と」と、第 8 条及び第 9 条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、「第 10 条第 2 項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表備考第 2 項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」とする。

(利用料金)

第 14 条の 3 前条第 1 項の規定により野外活動センターの管理を指定管理者に

第15条 省略
別表(第7条関係)

施設の名称	利用時間帯等	単位	利用料金
省略			

備考

- 1 本市の市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の倍額とする。
- 2 上記表のほか、寝具、まき、ガス、燃料等を利用する場合は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額を実費徴収する。
- 3 メインホールの研修室の冷暖房を利用する場合は、表に定める額に1時間当たり100円を加算した額とする。
- 4 キャビン、バンガロー及びテントサイト等(以下この項において「キャビン等」という。)を利用する場合(宿泊を要しない場合に限る。)において、利用時間を延長して利用する場合における当該延長時間に係る利用料金は、キャビン等の1泊に相当する利用料金とする。
- 5 テントサイト等を利用する場合(宿泊を要する場合に限る。)において、利用時間を延長して利用する場合における当該延長時間に係る利用料金は、1日に相当する利用料金とする。

行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第15条 省略
別表(第7条関係)

施設の名称	使用時間帯等	単位	使用料
省略			

備考

- 1 本市の市民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 2 上記表のほか、寝具、まき、ガス、燃料等を使用する場合は、市長が別に定める額を実費徴収する。
- 3 メインホールの研修室の冷暖房を使用する場合は、表に定める額に1時間当たり100円を加算した額とする。
- 4 キャビン、バンガロー及びテントサイト等(以下この項において「キャビン等」という。)を使用する場合(宿泊を要しない場合に限る。)において、使用時間を延長して使用する場合における当該延長時間に係る使用料は、キャビン等の1泊に相当する使用料とする。
- 5 テントサイト等を使用する場合(宿泊を要する場合に限る。)において、使用時間を延長して使用する場合における当該延長時間に係る使用料は、1日に相当する使用料とする。

三田市心道会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第7項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 会館の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</p> <p>(3) 会館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</p>	<p>第1条～第3条 省略</p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用時間)

第3条の4 会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第3条の5 会館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日設けることができる。

(1)～(2) 省略

(利用の許可)

第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、会館の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

(1) 省略

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3)～(4) 省略

(利用料金)

第6条 第4条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第6条の2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て別に定める特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用時間)

第3条の2 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条の3 会館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日設けることができる。

(1)～(2) 省略

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、会館の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

(1) 省略

(2) 会館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3)～(4) 省略

(使用料)

第6条 第4条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、別に定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 8 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 省略
- (2) 詐欺その他不正の行為によって利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用許可条件に違反したとき。
- (4) 省略

2 前項の場合において、利用者に生じた損害については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、利用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は利用の目的を許可なく変更することはできない。

(利用者の義務)

第 11 条 利用者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な利用者としての注意を怠ってはならない。

2 利用者は、会館の利用を終えたとき又は第 9 条第 1 項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 12 条 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(物品販売等の禁止)

第 13 条 指定管理者の許可なくして、会館内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

(使用料の不還付)

第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 省略
- (2) 詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可条件に違反したとき。
- (4) 省略

2 前項の場合において、使用者に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、使用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用の目的を許可なく変更することはできない。

(使用者の義務)

第 11 条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、会館の使用を終えたとき又は第 9 条第 1 項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 12 条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(物品販売等の禁止)

第 13 条 市長の許可なくして、会館内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

(指定管理者による管理)

第 13 条の 2 会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定

管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) 会館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」と、第7条中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。
(利用料金)

第13条の3 前条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第14条 省略

別表(第6条関係)

室名	使用料	備考
省略		
備考		
1 使用者が本市以外の住民又は団体の場合は、使用料の2倍の額とする。		
2 暖房設備を使用する場合は、使用料の2割増しとする。		
3 最低使用時間の単位は1時間とする。その後の超過時間に端数が生じたときは、これを1時間とする。		
4 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		

第14条 省略

別表(第6条関係)

室名	利用料金	備考
省略		
備考		
1 使用者が本市以外の住民又は団体の場合は、利用料金の2倍の額とする。		
2 暖房設備を利用する場合は、利用料金の2割増しとする。		
3 最低利用時間の単位は1時間とする。その後の超過時間に端数が生じたときは、これを1時間とする。		
4 利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		

三田市歴史資料収蔵センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第8項関係)

現行	改正案
第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理) 第3条の2 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)	第1条～第3条 省略

第3条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用に関する業務

(2) センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第3条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第3条の5 センターの休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(入館の制限等)

第3条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 省略

(2) 施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)～(4) 省略

第4条 省略

以下省略

(開館時間)

第3条の2 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条の3 センターの休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(入館の制限等)

第3条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 省略

(2) センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)～(4) 省略

第4条 省略

(指定管理者による管理)

第4条の2 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用に関する業務

(2) センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第3条の4までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」とする。

以下省略

三田市総合福祉保健センター条例新旧対照表(付則第9項関係)

現行	改正案								
<p>第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) センターの使用の許可に関する業務 (2) センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務 (3) 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる施設の運営に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (使用時間)</p> <p>第3条の4 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター及び障害者就業支援センターにあつては、午前9時から午後5時15分までとする。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長の承認を得て</u>前項に規定する使用時間を変更することができる。 (休所日)</p> <p>第3条の5 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター及び障害者就業支援センターにあつては、午前9時から午後5時15分までとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 994 633 1026">施設</th> <th data-bbox="638 994 1106 1026">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="192 1029 1106 1058">省略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 994 1606 1026">施設</th> <th data-bbox="1610 994 2078 1026">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1164 1029 2078 1058">省略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	省略	
施設	休所日								
省略									
施設	休所日								
省略									
<p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長の承認を得て</u>前項に規定する休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。 (使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使</p>	<p>2 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。 (使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許</p>								

用を許可しないものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4)～(5) 省略

第6条～第8条 省略

(許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

2 市及び指定管理者は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第10条 省略

(使用者の義務)

第11条 使用者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 省略

第12条 省略

(入所の禁止等)

第13条 指定管理者は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入所を禁止し、又はその者に対し、退所を命じることができる。

(物品販売等の禁止)

第14条 指定管理者の許可なくして、センター内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

可しないものとする。

(1)～(2) 省略

(3) センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4)～(5) 省略

第6条～第8条 省略

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第10条 省略

(使用者の義務)

第11条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 省略

第12条 省略

(入所の禁止等)

第13条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入所を禁止し、又はその者に対し、退所を命じることができる。

(物品販売等の禁止)

第14条 市長の許可なくして、センター内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

(指定管理者による管理)

第14条の2 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの使用の許可に関する業務

(2) センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる施設の運営に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合に

以下省略	<u>おける第3条の2から第5条まで、第9条、第11条、第13条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「前項」とあるのは「市長の承認を得て前項」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。</u>
以下省略	以下省略

三田市障害児療育センター条例新旧対照表(付則第10項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第5条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) センターの利用の許可に関する業務 (2) センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (開所時間)</p> <p>第7条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。 (休所日)</p> <p>第8条 センターの休所日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。 (1)～(3) 省略 (損害賠償等)</p> <p>第9条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>第5条及び第6条 削除</p> <p>(開所時間)</p> <p>第7条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (休所日)</p> <p>第8条 センターの休所日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。 (1)～(3) 省略 (損害賠償等)</p> <p>第9条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第9条の2 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するも</p>

以下省略	<p>の(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、<u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) センターの利用の許可に関する業務</p> <p>(2) センターの施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第8条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
------	--

三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第11項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 駐車場の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (利用時間)</p> <p>第3条の4 駐車場の利用時間は、午前6時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長の承認を得てこれを変更することができる。</u> (利用の許可)</p> <p>第4条 駐車場を利用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条の2 駐車場の利用時間は、午前6時から午後12時までとする。ただし、<u>市長は、</u>必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 駐車場を利用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、</u>次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) 省略

第4条の2 省略

(利用許可の取消し等)

第5条 市長及び指定管理者は、前2条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1)～(3) 省略

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止により、当該利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、これに対して補償の責めを負わない。

第6条～第9条 省略

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部又は一部の利用を制限することができる。

2 省略

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市長及び指定管理者の指示に留意し、善良な利用者としての注意をもって利用すること。

(2)～(4) 省略

(損害賠償等)

第12条 省略

2 省略

3 市及び指定管理者は、駐車場内の自動車について、盗難、自動車相互間の事故又は天災その他の災害により駐車場の利用者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(2) 駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) 省略

第4条の2 省略

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、前2条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1)～(3) 省略

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止により、当該利用者に損害が生じることがあっても、市は、これに対して補償の責めを負わない。

第6条～第9条 省略

(利用の制限)

第10条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を制限することができる。

2 省略

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市長の指示に留意し、善良な利用者としての注意をもって利用すること。

(2)～(4) 省略

(損害賠償等)

第12条 省略

2 省略

3 市は、駐車場内の自動車について、盗難、自動車相互間の事故又は天災その他の災害により駐車場の利用者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第12条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の利用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務

以下省略	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2、第4条、第5条及び第10条から前条までの規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第5条第1項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条第1項中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、第11条第1号中「市長の」とあるのは「市長及び指定管理者の」と、前条第3項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。</u></p>
以下省略	以下省略

三田市淡路風車の丘条例新旧対照表(付則第12項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 <u>風車の丘の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 <u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>風車の丘の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>風車の丘の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</u></p> <p>(3) <u>風車の丘の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条の4 <u>風車の丘の施設を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第3条の5 <u>風車の丘の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(使用時間)</p> <p>第3条の2 <u>風車の丘の施設を使用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第3条の3 <u>風車の丘の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p>

(利用の許可)

第 4 条 風車の丘の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、風車の丘の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、風車の丘の利用を許可しないものとする。

(1) 省略

(2) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)～(4) 省略

(利用料金)

第 6 条 第 4 条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に規定する利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 6 条の 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 8 条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係るその利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 省略

(使用の許可)

第 4 条 風車の丘の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、風車の丘の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、風車の丘の使用を許可しないものとする。

(1) 省略

(2) 風車の丘の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)～(4) 省略

(使用料)

第 6 条 第 4 条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 8 条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係るその使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 省略

(2) 詐欺その他不正の行為によって利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 省略

2 市及び指定管理者は、利用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(禁止行為)

第10条 何人も風車の丘内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 立入禁止区域に指定管理者の許可なく立ち入ること。

(7) 省略

(立入り等)

第11条 指定管理者は、風車の丘の管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設等に立ち入り、利用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 利用者が、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は利用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は利用の目的を許可なく変更することはできない。

(利用者の義務)

第14条 利用者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な利用者としての注意を怠ってはならない。

2 利用者は、施設の利用を終えたとき又は第9条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、速やかにその設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(物品販売等の禁止)

(2) 詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

(4) 省略

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(禁止行為)

第10条 何人も風車の丘内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 立入禁止区域に市長の許可なく立ち入ること。

(7) 省略

(立入り等)

第11条 市長は、風車の丘の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した施設等に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者が、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は使用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用の目的を許可なく変更することはできない。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、施設の使用を終えたとき又は第9条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、速やかにその設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(物品販売等の禁止)

第 16 条 指定管理者の許可なくして、風車の丘内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

第 17 条 省略

別表(第 6 条関係)

1 交流棟

区分	利用料金の額
	省略

2 ポロコート

区分	利用料金の額
	省略

備考

第 16 条 市長の許可なくして、風車の丘内において物品の販売その他商行為をすることはできない。

(指定管理者による管理)

第 16 条の 2 風車の丘の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により風車の丘の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 風車の丘の利用の許可に関する業務

(2) 風車の丘の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 風車の丘の施設等の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第 1 項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第 3 条の 2 から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第 15 条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 3 条の 2 中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第 3 条の 3 各号列記以外の部分中「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」と、第 7 条中「公益上必要」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第 8 条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第 9 条第 2 項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(利用料金)

第 16 条の 3 前条第 1 項の規定により風車の丘の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第 17 条 省略

別表(第 6 条関係)

1 交流棟

区分	使用料の額
	省略

2 ポロコート

区分	使用料の額
	省略

備考

<p>1 営利を目的として風車の丘の施設を利用する場合は、<u>利用料金</u>の額を基本料金の10割増しの額とする。</p> <p>2 本市の市民以外の者が風車の丘の施設を利用する場合は、<u>利用料金</u>の額を基本料金の5割増しの額とする。</p>	<p>1 営利を目的として風車の丘の施設を使用する場合は、<u>使用料</u>の額を基本料金の10割増しの額とする。</p> <p>2 本市の市民以外の者が風車の丘の施設を使用する場合は、<u>使用料</u>の額を基本料金の5割増しの額とする。</p>
--	--

三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第13項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 自然学習センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 自然学習センターの利用の許可に関する業務 (2) 自然学習センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (3) 自然学習センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務 (4) 第3条に規定する事業の実施に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (開館時間)</p> <p>第3条の4 自然学習センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、三田市立小中学校管理及び運営に関する規則(昭和41年三田市教育委員会規則第1号)第2条第1項第6号に規定する夏季休業日については、午前9時から午後6時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て同項に規定する開館時間を変更することができる。 (休館日)</p> <p>第3条の5 自然学習センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て同項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。 (利用の許可)</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条の2 自然学習センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、三田市立小中学校管理及び運営に関する規則(昭和41年三田市教育委員会規則第1号)第2条第1項第6号に規定する夏季休業日については、午前9時から午後6時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。 (休館日)</p> <p>第3条の3 自然学習センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。 (使用の許可)</p>

第4条 自然学習センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、自然学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然学習センターの利用を許可しないものとする。

- (1) 省略
- (2) 自然学習センターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 省略
- (4) 営利を目的として利用するものと認められるとき。
- (5) 省略

(利用料金)

第6条 第4条の規定により施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第6条の2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の還付)

第7条 既納の利用料金は返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 省略
- (2) 詐欺その他不正の行為によって利用の許可を受けたとき。

第4条 自然学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、自然学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然学習センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 省略
- (2) 自然学習センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 省略
- (4) 営利を目的として使用するものと認められるとき。
- (5) 省略

(使用料)

第6条 第4条の規定により施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は返還しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 省略
- (2) 詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可条件及び利用目的に違反したとき。

(4) 省略

2 利用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、市及び指定管理者は、その補償の責めを負わない。

(禁止行為)

第10条 何人も自然学習センター内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用を許可されていない施設等を利用すること。

(2)～(6) 省略

(立入り等)

第11条 指定管理者は、自然学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用を許可した施設等に立ち入り、利用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者が自然学習センターの利用を終えたとき又は第9条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちにその設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、利用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は利用の目的を許可なく変更することができない。

(3) 使用の許可条件及び使用目的に違反したとき。

(4) 省略

2 使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(禁止行為)

第10条 何人も自然学習センター内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用を許可されていない施設等を使用すること。

(2)～(6) 省略

(立入り等)

第11条 市長は、自然学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、使用を許可した施設等に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者が自然学習センターの使用を終えたとき又は第9条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用の目的を許可なく変更することができない。

(指定管理者による管理)

第15条の2 自然学習センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により自然学習センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

第16条 省略

別表(第6条関係)

区分	面積(平方メートル)	定員(人)	1時間当たりの利用料金の金額(円)
省略			

備考 本市の市民以外の者又は団体が利用するときは、利用料金の5割に相当する金額を加算した額とする。

- (1) 自然学習センターの利用の許可に関する業務
- (2) 自然学習センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) 自然学習センターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第14条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「、同項」とあるのは「、市長の承認を得て同項」と、第7条及び第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。
(利用料金)

第15条の3 前条第1項の規定により自然学習センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第16条 省略

別表(第6条関係)

区分	面積(平方メートル)	定員(人)	1時間当たりの使用料の金額(円)
省略			

備考 本市の市民以外の者又は団体が使用するときは、使用料の5割に相当する金額を加算した額とする。

三田市旧九鬼家住宅資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第14項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 旧九鬼家住宅資料館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 旧九鬼家住宅資料館の入館の許可に関する業務 (2) 旧九鬼家住宅資料館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)</p>	<p>第1条～第3条 省略</p>

の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館日)

第3条の4 省略

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項に規定する開館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第3条の5 旧九鬼家住宅資料館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(入館の許可)

第4条 旧九鬼家住宅資料館に入館しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 省略

(2) 施設等又は資料を学術研究、刊行物への掲載及び映像記録の撮影その他これに類する行為(以下「撮影等」という。)のため、入館しようとする者

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、旧九鬼家住宅資料館の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可について条件を付することができる。

(入館の制限等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧九鬼家住宅資料館の入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(5) 省略

第6条 省略

(入館許可の取消し等)

第6条の2 指定管理者は、第4条第1項の規定により入館の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を停止し、又はその入館の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

2 市及び指定管理者は、入館の許可を受けた者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第7条 省略

(入館者の義務)

(開館日)

第3条の2 省略

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第3条の3 旧九鬼家住宅資料館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館の許可)

第4条 旧九鬼家住宅資料館に入館しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 省略

(2) 旧九鬼家住宅資料館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)又は資料を学術研究、刊行物への掲載及び映像記録の撮影その他これに類する行為(以下「撮影等」という。)のため、入館しようとする者

2 市長は、前項の許可をする場合において、旧九鬼家住宅資料館の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可について条件を付することができる。

(入館の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧九鬼家住宅資料館の入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(5) 省略

第6条 省略

(入館許可の取消し等)

第6条の2 市長は、第4条第1項の規定により入館の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を停止し、又はその入館の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

2 市は、入館の許可を受けた者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第7条 省略

(入館者の義務)

第 8 条 入館者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な入館者としての注意をもって入館しなければならない。

第 9 条 省略

以下省略

第 8 条 入館者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な入館者としての注意をもって入館しなければならない。

第 9 条 省略

(指定管理者による管理)

第 9 条の 2 旧九鬼家住宅資料館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により旧九鬼家住宅資料館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 旧九鬼家住宅資料館の入館の許可に関する業務

(2) 旧九鬼家住宅資料館の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第 1 項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第 3 条の 2 から第 5 条まで、第 6 条の 2 及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条の 2 第 2 項中「前項に規定する」とあるのは「市長の承認を得て前項に規定する」と、第 3 条の 3 中「開館時間を」とあるのは「市長の承認を得て開館時間を」と、第 6 条の 2 第 2 項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

以下省略

三田市三輪明神窯史跡園の設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第15項関係)

現行	改正案
第 1 条～第 3 条 省略 (指定管理者による管理) 第 3 条の 2 <u>史跡園の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</u> (指定管理者が行う業務) 第 3 条の 3 <u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u> (1) <u>史跡園の入園の許可に関する業務</u> (2) <u>史跡園の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u> (開園時間) 第 3 条の 4 <u>史跡園の開園時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u> (休園日)	第 1 条～第 3 条 省略 (開園時間) 第 3 条の 2 <u>史跡園の開園時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> (休園日)

第3条の5 史跡園の休園日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休園日を変更し、又は臨時に休園日を設定することができる。

(1)～(2) 省略

(入園の許可)

第4条 史跡園に入園しようとする者で、史跡又は資料(以下「史跡等」という。)の学術研究、刊行物への掲載及び映像記録の撮影その他これに類する行為を行うため、入園しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、史跡園の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可について条件を付することができる。

(入園の制限)

第5条 指定管理者は、史跡園に入園しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、史跡園の入園を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 省略

(2) 施設等若しくは史跡等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)～(4) 省略

第6条 省略

(入園許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、第4条第1項の規定により入園の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入園を停止し、又はその入園の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

2 市及び指定管理者は、入園の許可を受けた者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第8条 省略

(入園者の義務)

第9条 入園者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な入園者としての注意をもって入園しなければならない。

第10条 省略

(物品販売等の禁止)

第11条 指定管理者の許可なくして、史跡園において物品の販売その他の商行為を行うことはできない。

第3条の3 史跡園の休園日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を設定することができる。

(1)～(2) 省略

(入園の許可)

第4条 史跡園に入園しようとする者で、史跡又は資料(以下「史跡等」という。)の学術研究、刊行物への掲載及び映像記録の撮影その他これに類する行為を行うため、入園しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、史跡園の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可について条件を付することができる。

(入園の制限)

第5条 市長は、史跡園に入園しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、史跡園の入園を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 省略

(2) 史跡園の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)若しくは史跡等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)～(4) 省略

第6条 省略

(入園許可の取消し等)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により入園の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入園を停止し、又はその入園の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) 省略

2 市は、入園の許可を受けた者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第8条 省略

(入園者の義務)

第9条 入園者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な入園者としての注意をもって入園しなければならない。

第10条 省略

(物品販売等の禁止)

第11条 市長の許可なくして、史跡園において物品の販売その他の商行為を行うことはできない。

(指定管理者による管理)

以下省略	<p>第 11 条の 2 <u>史跡園の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により史跡園の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>史跡園の入園の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>史跡園の施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第 3 条の 2 から第 5 条まで、第 7 条、第 9 条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条の 2 中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第 3 条の 3 各号列記以外の部分中「休園日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休園日を変更し」と、第 7 条第 2 項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
------	---

三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表(付則第16項関係)

現行	改正案
<p>第 1 条～第 3 条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条の 2 <u>駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</u> (指定管理者が行う業務)</p> <p>第 3 条の 3 <u>指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の使用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u> (使用時間)</p> <p>第 3 条の 4 <u>駐車場の使用時間は、午前 6 時から午後 12 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u> (使用の許可)</p> <p>第 4 条 <u>駐車場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を許可</u></p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>(使用時間)</p> <p>第 3 条の 2 <u>駐車場の使用時間は、午前 6 時から午後 12 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 4 条 <u>駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を許可しない</u></p>

しないことができる。

- (1) 省略
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。

- (3) 省略
(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定により駐車場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1)～(3) 省略

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、当該使用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、これに対して補償の責めを負わない。

第6条～第9条 省略
(使用の制限)

第10条 指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部又は一部の使用を制限することができる。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定管理者の指示に留意し、善良な使用者としての注意をもって使用すること。
- (2)～(4) 省略
(損害賠償等)

第12条 省略

2 省略

3 市及び指定管理者は、駐車場内の自動車について、盗難、自動車相互間の事故又は天災その他の災害により駐車場の使用者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

ことができる。

- (1) 省略
- (2) 駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。

- (3) 省略
(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により駐車場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1)～(3) 省略

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、当該使用者に損害が生じることがあっても、市は、これに対して補償の責めを負わない。

第6条～第9条 省略
(使用の制限)

第10条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を制限することができる。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の指示に留意し、善良な使用者としての注意をもって使用すること。
- (2)～(4) 省略
(損害賠償等)

第12条 省略

2 省略

3 市は、駐車場内の自動車について、盗難、自動車相互間の事故又は天災その他の災害により駐車場の使用者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第12条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の使用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務

以下省略	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第5条まで、第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第5条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、前条第3項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
------	---

三田市総合文化センター条例新旧対照表(付則第17項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p><u>第4条 文化センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</u> (指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u> (1) <u>文化センターの利用の許可に関する業務</u> (2) <u>文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</u> (3) <u>文化センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u> (4) <u>第3条に規定する事業の実施に関する業務</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u> (指定管理者の行為)</p> <p><u>第6条 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、文化センターの建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。</u> (開館時間)</p> <p>第7条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u> (休館日)</p> <p>第8条 文化センターの休館日は、毎週水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。))に当たる</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p><u>第4条から第6条まで 削除</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 文化センターの休館日は、毎週水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。))に当たる</p>

ときは、その翌日以後の最初の祝日でない日)とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用期間)

第9条 文化センターの施設等(別表第1に規定するものに限る。)は、同表に規定する期間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用の許可)

第10条 文化センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの利用を許可しないものとする。

(1)～(5) 省略

(利用料金)

第12条 第10条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

ときは、その翌日以後の最初の祝日でない日)とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用期間)

第9条 文化センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)(別表第1に規定するものに限る。)は、同表に規定する期間を超えて使用することはできない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第10条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用を許可しないものとする。

(1)～(5) 省略

(使用料)

第12条 第10条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第13条 削除

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者が指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が詐欺その他不正の行為によって利用の許可を受けたとき。

(3) 利用者が利用の許可条件に違反したとき。

(4)～(5) 省略

2 市及び指定管理者は、利用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(禁止行為)

第16条 何人も文化センター内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 立入禁止区域に指定管理者の許可なく立ち入ること。

(7) 省略

(立入り等)

第17条 指定管理者は、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用を許可した施設等に立ち入り、利用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(特別の設備の設置に係る許可)

第18条 利用者が特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(物品販売等の許可)

第19条 利用者が文化センターにおいて次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 省略

(利用権の譲渡等の禁止)

第20条 利用者は、利用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は利用の目的を許可なく変更することはできない。

(利用者の義務)

第21条 利用者は、指定管理者が指示した事項を守り、常に善良な利用者としての注意を怠ってはならない。

2 利用者は、施設等の利用を終えたとき又は第15条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長が指示した事項に違反したとき。

(2) 使用者が詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。

(3) 使用者が使用の許可条件に違反したとき。

(4)～(5) 省略

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(禁止行為)

第16条 何人も文化センター内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 立入禁止区域に市長の許可なく立ち入ること。

(7) 省略

(立入り等)

第17条 市長は、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、使用を許可した施設等に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(特別の設備の設置に係る許可)

第18条 使用者が特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(物品販売等の許可)

第19条 使用者が文化センターにおいて次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 省略

(使用権の譲渡等の禁止)

第20条 使用者は、使用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用の目的を許可なく変更することはできない。

(使用者の義務)

第21条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、施設等の使用を終えたとき又は第15条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第 22 条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

第 22 条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(指定管理者による管理)

第 22 条の 2 文化センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 文化センターの利用の許可に関する業務

(2) 文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 文化センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第 1 項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第 7 条から第 12 条まで、第 14 条から前条まで、別表第 1 及び別表第 2 の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは(第 22 条を除く。)「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 7 条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第 8 条中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」と、第 9 条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第 14 条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第 15 条第 2 項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第 2 1 各施設の基本使用料の部備考第 3 項及び同表 2 附属施設の基本使用料の部備考第 2 項中「特に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て特に」とする。

(利用料金)

第 22 条の 3 前条第 1 項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表第 2 に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者の行為)

第 22 条の 4 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、文化センターの建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

第 23 条 省略

別表第 1(第 9 条関係)

施設名	利用期間
省略	

備考 「利用期間」とは、同一人物が同一目的で文化センターの施設を連続して利用することができる最長期間をいう。

別表第 2(第 12 条関係)

1 各施設の基本利用料金

施設名及び利用区分	利用時間帯	省略
省略		

備考

- 1 省略
- 2 利用者が本市以外(伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町を除く。)の区域内に住所を有する者の場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に 100 分の 150 を乗じて得た額を基本利用料金とする。
- 3 利用者が入場料又はこれに類するもの(営利を目的としたものを除く。以下「入場料等」という。)を徴収するとき(当該入場料等の入場者 1 人当たりの徴収額の最高額が 1,500 円を超える場合に限り。)の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。ただし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 5 利用者が利用時間を延長する場合は、1 時間を限度とし、当該延長が 30 分以上となる場合の利用料金の額は、基本利用料金に係る 1 時間当たりの額に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。
- 6 開館時間以外に利用する場合の利用料金の額は、1 時間につき、基本利用料金に係る 1 時間当たりの額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 7 利用者が大ホール又は小ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に 100 分の 30 を乗じて得た額とする。
- 8 利用者が上表の各施設の空調設備を利用するときは、基本利用料金の額に 100 分の 20 を乗じて得た額を、空調維持費として加算して徴収する。
- 9 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 10 利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 附属施設の基本利用料金

第 23 条 省略

別表第 1(第 9 条関係)

施設名	使用期間
省略	

備考 「使用期間」とは、同一人物が同一目的で文化センターの施設を連続して使用することができる最長期間をいう。

別表第 2(第 12 条関係)

1 各施設の基本使用料

施設名及び使用区分	使用時間帯	省略
省略		

備考

- 1 省略
- 2 使用者が本市以外(伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町を除く。)の区域内に住所を有する者の場合の使用料金の限度額は、基本使用料金の額に 100 分の 150 を乗じて得た額を基本使用料とする。
- 3 使用者が入場料又はこれに類するもの(営利を目的としたものを除く。以下「入場料等」という。)を徴収するとき(当該入場料等の入場者 1 人当たりの徴収額の最高額が 1,500 円を超える場合に限り。)の使用料金の限度額は、基本使用料金の額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 使用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合の使用料金の限度額は、基本使用料金の額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 5 使用者が使用時間を延長する場合は、1 時間を限度とし、当該延長が 30 分以上となる場合の使用料金の額は、基本使用料金に係る 1 時間当たりの額に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。
- 6 開館時間以外に使用する場合の使用料金の額は、1 時間につき、基本使用料金に係る 1 時間当たりの額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が大ホール又は小ホールの舞台のみを使用する場合の使用料金の限度額は、基本使用料金の額に 100 分の 30 を乗じて得た額とする。
- 8 使用者が上表の各施設の空調設備を使用するときは、基本使用料金の額に 100 分の 20 を乗じて得た額を、空調維持費として加算して徴収する。
- 9 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 10 使用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 附属施設の基本使用料

施設名及び利用区分	利用時間帯	省略
省略		

備考

- 1 利用者が本市以外(伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町を除く。)の区域内に住所を有する者の場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の150を乗じて得た額を基本利用料金とする。
- 2 利用者が入場料等を徴収するとき(当該入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,500円を超える場合に限る。)の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 利用者が利用時間を延長する場合は、1時間を限度とし、当該延長が30分以上となる場合の利用料金の額は、基本利用料金に係る1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。
- 5 開館時間以外に利用する場合の利用料金の額は、1時間につき、基本利用料金に係る1時間当たりの額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 6 利用者が上表の各施設の空調設備を利用するときは、基本利用料金の額に100分の20を乗じて得た額を、空調維持費として加算して徴収する。
- 7 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 8 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 駐車場の利用料金

時間	1台当たりの利用料金
省略	

備考 駐車場の利用時間は、8時から23時までとする。

4 附属設備の利用料金

種別又は品名ごとに市長が別に定める額

施設名及び使用区分	使用時間帯	省略
省略		

備考

- 1 利用者が本市以外(伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町を除く。)の区域内に住所を有する者の場合の使用料金の限度額は、基本使用料金の額に100分の150を乗じて得た額を基本使用料金とする。
- 2 利用者が入場料等を徴収するとき(当該入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,500円を超える場合に限る。)の使用料金の限度額は、基本使用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合の使用料金の限度額は、基本使用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 利用者が使用時間を延長する場合は、1時間を限度とし、当該延長が30分以上となる場合の使用料金の額は、基本使用料金に係る1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。
- 5 開館時間以外に使用する場合の使用料金の額は、1時間につき、基本使用料金に係る1時間当たりの額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 6 利用者が上表の各施設の空調設備を使用するときは、基本使用料金の額に100分の20を乗じて得た額を、空調維持費として加算して徴収する。
- 7 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 8 使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 駐車場の使用料金

時間	1台当たりの使用料金
省略	

備考 駐車場の使用時間は、8時から23時までとする。

4 附属設備の使用料金

種別又は品名ごとに市長が別に定める額